

令和5年度

財政援助団体監査報告書

(福祉総務課)

【笛吹市社会福祉協議会】

笛吹市監査委員

## 1 監査の対象

笛吹市社会福祉協議会への補助金に係る出納その他の事務について、監査を実施。

## 2 監査の範囲

笛吹市社会福祉協議会に対して交付された下記補助金に係る、令和4年度、令和5年度10月31日までの出納及び事務の執行を対象とする。

- ①社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会事業費 補助金  
(地域福祉推進事業 補助金)

## 3 監査の実施日

令和6年1月22日 午前10時35分から

## 4 監査の方法

監査の対象となった財政援助団体に係る下記項目について、笛吹市社会福祉協議会並びに福祉総務課から提出された資料に基づき説明聴取を行った。

- ① 団体の概要
- ② 定款及び諸規程
- ③ 組織図
- ④ 補助金等交付要綱及び補助基準
- ⑤ 補助金交付申請書、決定通知書、事業実績報告書
- ⑥ 補助金等実績調書
- ⑦ 出納簿又は財政援助団体支出状況調書
- ⑧ 団体決算の決算書、財務諸表等
- ⑨ 補助金等の収支を含む決算に係わる監査報告書
- ⑩ 団体の当年度事業計画書、予算書
- ⑪ 委託契約（一般委託）（予定）調書
- ⑫ 収入・支出に係わる会計帳簿及び証拠書類一式

## 5 監査の着眼点

監査にあたり次の項目に着眼し監査を行った。

### (1) 所属部局関係

- ・ 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確であるか。また、公益上の必要性は十分であるか。
- ・ 補助金等に関する条件の内容は明確であるか。
- ・ 補助金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正であるか。
- ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされている

か。

- ・ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要は無いか。
- ・ 事業実績報告書の提出を受けたとき、関係書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しているか。

## (2) 団体関係

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領等は適時適切に行われているか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ・ 補助金等に係わる収支の会計処理は適正か。
- ・ 会計処理上の責任体制は、確立されているか。
- ・ 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の処理は適切か。

## 6 監査の結果

提出された書類により説明聴取等を行った結果、今後も補助事業の執行については、定款、規程、規則に基づいた適切な処理をしていただきたい。

福祉総務課

(社会福祉法人) 笛吹市社会福祉協議会	①	なし
------------------------	---	----

地方自治法第199条第12項の規定により監査結果に基づき講じた処置の内容について令和6年度定期監査資料の中で報告をお願いします。